

鴻巣市事務処理誤り等に対する措置に関する要領第5条に係る公表（令和7年2月公表分）

	判明日	件名	概要	個人情報漏えいの有無 (件数)	再発防止策	所管課 (連絡先)
1	R6.1.27	重度心身障害者の個人情報漏えいについて	市民Bの重度心身障害者医療費請求手続きのため来庁した市民Bの母が提出した重度心身障害者医療費請求書（以下「請求書」という。）の内容確認が完了したことを報告するため、障がい福祉課職員が当該母に声をかけをするところ、隣にいた市民Aに声をかけを行い、その際に職員が持っていた請求書の記載事項が市民Aの目に触れてしまった。 市民A：窓口案内の順番待ちをしていた市民 市民B：漏えいした個人情報の本人 ●流出件数：2件 ●流出した個人情報※ 氏名、住所、生年月日、電話番号、重度心身障害者であること、加入医療保険情報 ※流出したおそれのある事項を含む。	有 (2件)	・接客の際は、個人情報、特に要配慮個人情報の記載された書類等を他人の目に触れないようにする等、その取扱いに注意する。 ・担当間での引継ぎを行う際は、必要な情報伝達を行い、連携を図るよう部内で周知する。	障がい福祉課 048-541-1321 内線2617